管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
2320010	Smart Wellness City実証研究特区（市民の医療費データの一元的把握）	個人情報の保護に関する法律 健康保険法ほか	個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）においては、原則として、①個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならず（個人情報保護法16条）、また、②個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（個人情報保護法23条）とされている。但し、これらについては、例外規定等が設けられており、例えば、「法令に基づく場合」として、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供について、他の法令上具体的な根拠をもって行われる場合（個人情報保護法16条3項1号、23条1項1号）や、「地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（個人情報保護法16条3項4号、23条1項4号）は、これらの規定に基づき、個人情報を目的外に利用することや本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等に対し、当該市域に居住する組合員に係る医療費データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、現在保険者が集めており、市町村単位での集計がなされていない医療費データについて、当該市域の組合員が多数いると考えられる健康保険組合、健康保険組合連合会及び全国健康保険協会に対し、当該市域の住民に係る医療費データ（匿名化されたデータ）を請求することが可能となるよう措置されたい。 具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された医療費データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、被保険者の同意も不要である旨について保険者に通知されたい。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体とって、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい	E	－	個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に関して、個人情報保護法の義務の対象となる個人情報取扱事業者に対する個別の助言・指導・監督等は、当該個人情報取扱事業者の行う事業を所管する大臣等（以下、「事業所管大臣」という。）が、それぞれの事業等の分野の実情・特性を踏まえた上で、各事業所管大臣の判断の下行っており（主務大臣制、個人情報保護法36条）、消費者庁としては、政府全体として統合的かつ一体的な制度の運用、施策の推進を図る役割を有している。 本件提案事項は、健康保険組合、健康保険組合連合会及び全国健康保険協会の個別・具体的な個人情報の取扱いに関する事項として、これらの事業者の行う事業の事業所管大臣の回答によるものと考える。			E	－					1051110	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省 消費者庁
2320020	Smart Wellness City実証研究特区（市民の健診データの一元的把握）	個人情報の保護に関する法律 労働安全衛生法、学校保健安全法等	個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）においては、原則として、①個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならず（個人情報保護法16条）、また、②個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（個人情報保護法23条）とされている。但し、これらについては、例外規定等が設けられており、例えば、「法令に基づく場合」として、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供について、他の法令上具体的な根拠をもって行われる場合（個人情報保護法16条3項1号、23条1項1号）や、「地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（個人情報保護法16条3項4号、23条1項4号）は、これらの規定に基づき、個人情報を目的外に利用することや本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健診データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断（基本健康診査等）データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。このため、これらの健康診断・健康診査のデータについて、当該市域の構成員が多数いると考えられる企業や学校に対し、当該市域の住民に係る健診データ（匿名化されたデータ）を請求することが可能となるよう措置されたい。 具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された健診データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、構成員の同意も不要である旨について健康診断を実施する企業及び学校に通知されたい。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体とって、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい。	E	－	個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に関して、個人情報保護法の義務の対象となる個人情報取扱事業者に対する個別の助言・指導・監督等は、当該個人情報取扱事業者の行う事業を所管する大臣等（以下、「事業所管大臣」という。）が、それぞれの事業等の分野の実情・特性を踏まえた上で、各事業所管大臣の判断の下行っており（主務大臣制、個人情報保護法36条）、消費者庁としては、政府全体として統合的かつ一体的な制度の運用、施策の推進を図る役割を有している。 本件提案事項は、企業や学校の個別・具体的な個人情報の取扱いに関する事項として、これらの事業者の行う事業の事業所管大臣の回答によるものと考える。			E	－					1051120	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	文部科学省 厚生労働省 消費者庁
2320030	小規模金融構造改革特区	(1)貸金業法　第12条の8 利息制限法　第1条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律　第5条 (2)貸金業法　第13条	(1)短期つなぎ資金にかかる上限金利の規制緩和に関する根拠法令 ■貸金業法第12条の8(利息、保証料等に係る制限等) 貸金業者は、その利息(みなし利息を含む。第3項及び第4項において同じ。)が利息制限法(昭和29年法律第100号)第1条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。 ■利息制限法第1条(利息の制限) 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。 元本の額が十万円未満の場合　年二割 元本の額が十万円以上百万円未満の場合　年一割八分 元本が百万円以上の場合　年一割五分 ■ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条 (高金利の処罰) 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。 ２　前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。 ３　前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。 （２）返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和に関する根拠法令 ■貸金業法第13条の２（過剰貸付け等の禁止） 貸金業者は、貸付の契約を締結しようとする場合において、前条第1項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。 ２　前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付に係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該個人顧客に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第5項において同じ。）を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府例で定めるものを除く。）をいう。		〇アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和 ■1年以内の貸付　上限金利　29.2% ■小額の貸付(20万円以内)　29.2% (2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和(総量規制は以下の場合には適用除外) ■返済能力があると認められる場合 返済能力の算定式 [(総収入-(必要生活費＋住居費)]×0.9 ≧年間総返済額 ＊条件：貸付額は算定式左辺の4年分を上限 72ヶ月以内に返済完了 ■専業主婦の小額貸付 小額：上限50万円 上記(1)、(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、貸金業者は府による認証を受けることを義務化 〇府独自の相談支援制度の創設 ・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW・COを配置	〇アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について ①現状：小規模零細事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の貸金業者から資金調達を行ってきたケースが少なくない。 ②問題点：上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を来たし、経済的に不利益をもたらす。 ③解決策：ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の要件の下、自由な市場に委ねる。 ④効果：事業者は、金利が高くても適時に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 (2)について ①現状：府調査では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借り入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。 ②問題点：総量規制に抵触する貸金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず不要な破綻に結びつく可能性がある。 ③解決策：返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。 ④効果：資金需要者の利便性を高める。 (1)(2)共通 ④効果：(1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を促し、ひいては経済の活性化を図る。 〇府独自の相談支援制度の創設 ①現状：返済困難者・返済困難者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティーネットが用意されていない。 ②問題点：離職や収入低下などにより、返済困難者となっている場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。 ③解決策：府が貸金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を進めるなど相談支援機能の充実を図る。 ④効果：借入れのある者の社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。	－	－	申請者である大阪府の意見・考え方を聴取したうえで判断することとしたい。	提案主体からの意見・考え方を踏まえた上で、速やかに検討を行い、回答されたい。		C	I	大阪府ご提案の、「小規模金融構造改革特区」については、前回の回答に従い、大阪府から説明を十分に聴取し検討してきた。 〇「アクセス自由な小規模金融市場の創設」について 短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和、及び総量規制の適用除外の拡大という制度に係る点の措置は、以下の理由により、困難である。 ・金銭の貸借は、借り手も貸し手も、府県を跨いで行うことが可能であり、特定の地域のみを対象とした特例は実施が困難。例えば、府外の事業所での申し込みを府内事業所へ案内する場合や、借り手が事業所を訪問しない場合など、貸付けが府外・府内であるかを明確に区別することは難しい。また、借り手は、府外の業者からの借入れもできるので、府外の業者を含めない借り手保護は十分ではない。 このほか、上限金利の引き上げを少額・短期に限って認めているが、小口分割・借換えによる法の潜脱を防止することは困難。 ・一部の地域についてのみ、出資法の上限金利を上回るような貸付を刑罰の対象から除外することは、地域により刑罰の構成要件が異なることになり法の公正性に反する。また、多重債務問題・過剰貸付の問題等は全国的な問題として議論されてきており、一部の地域だけ総量規制等を緩和して、その地域における多重債務者が増加する可能性を許容することは困難。このため、一部地域を対象に、特区制度の枠内で取り扱うことは適切ではない。 ・現行の上限金利の規制及び総量規制については、多重債務問題・過剰貸付けの問題等への対処として設けられたものであり、例外的に緩和措置を講じることはその社会的意義を損なうものであり、対応は困難。	提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。	〇特区提案は、本府実態調査の結果等を踏まえ、深刻な問題が顕在化する懸念が強いことから、かかる提案をしたものである。ご見解は、技術論・制度論に終始するものであり、大変残念。 〇提案内容は、多重債務者問題につきましても、借り手の立場から相談機能を強化し、救済を確実にすると同時に、資金を必要とする者には規制緩和と認証制度を設けることにより、高い次元で法の趣旨の実現を図るものである点を理解願いたい。 〇そもそも特区は、地域ごとに異なる取扱いを設けることを前提とした制度であり、ご見解は、特区制度の否定につながるものである。		1066010	大阪府	大阪府	金融庁 法務省 消費者庁